

原規規発第 2409043 号
令和 6 年 9 月 4 日

原子力委員会 殿

原子力規制委員会
(公印省略)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（南地区）の
原子炉設置変更許可（高速実験炉原子炉施設の変更）に関する意見
の聴取について

上記の件について、令和6年2月7日付け令05原機（速実）013（令和6年8月9日付け令06原機（大実）001をもって一部補正）をもって、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 理事長 小口 正範から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第26条第1項の規定に基づき、別添のとおり申請があり、審査の結果、同法第26条第4項において準用する同法第24条第1項各号のいずれにも適合していると認められるので、同法第26条第4項において準用する同法第24条第2項の規定に基づき、別紙のとおり同条第1項第1号に規定する基準の適用について、貴委員会の意見を求める。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（南地区）原子炉設置変更許可申請書（高速実験炉原子炉施設の変更）の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する許可の基準への適合について

令和6年2月7日付け令05原機（速実）013（令和6年8月9日付け令06原機（大実）001をもって一部補正）をもって、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 理事長 小口 正範から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づき提出された大洗研究所（南地区）の原子炉設置変更許可申請書（高速実験炉原子炉施設の変更）に対する法第26条第4項において準用する法第24条第1項第1号に規定する許可の基準への適合については以下のとおりである。

本件申請については、

- ・高速実験炉原子炉施設を一般研究、材料照射、放射性同位元素の生産に関する研究開発に使用するために使用の目的を追加するものであり、その利用は平和目的に限られていること
- ・使用済燃料については、国内又は我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国において再処理を行うこととし、再処理のために引き渡すまでの間、高速実験炉原子炉施設の使用済燃料貯蔵設備にて使用済燃料を適切に貯蔵・管理するという方針に変更はないこと
- ・海外再処理を行うに際しては政府の確認を受けることとする、海外再処理によって得られるプルトニウム及び濃縮ウランは国内に持ち帰る又は海外に移転する、また再処理によって得られるプルトニウム若しくは濃縮ウランを海外に移転しようとするときは政府の承認を受けるという方針に変更はないこと

から、試験研究用等原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められる。